

- ☆なんでも労働相談ダイヤル(新型コロナウイルス関連)
- ☆新型コロナウイルスに関する労働相談事例
- ☆2020春季生活闘争「第5回回答集計結果」
- ☆「私の提言」募集/連合埼玉ホームページリニューアル
- ☆6月の行動予定表/ろうきん広告
- ☆あけぼのビル

## 「なんでも労働相談」の利用が増えています

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「なんでも労働相談ダイヤル」の利用件数が増加しています。連合は、3月4日(水)～6日(金)の集中労働相談、3月30日(月)～31日(火)に緊急集中労働相談を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響で内定(採用)取り消しや解雇、契約解除などで困っている方から168件もの相談を受け付けました。

その後、各地方連合会の「なんでも労働相談ダイヤル」の中で新型コロナウイルス感染症に関連する労働相談も受けられるように体制整備をおこないました。連合埼玉では各地域事務所で勤務する経験豊富なアドバイザーが相談に対応しています。

内容は多岐に渡っていますが、労働相談が多かった事例を次ページに掲載しています。

### 多い 相談事例

1. 解雇・契約解除などの「雇用関係」
2. 経営悪化を理由とした「内定取り消し関係」
3. 日常生活維持のための「休業補償関係」
4. 生命、身体などの安全確保のための「安全衛生関係」
5. 学校現場などで働く人を対象とした「公務職場関係」
6. 収入が激減した「使用者・個人事業主(フリーランス)関係」

掲載内容は現時点での情報をもとに作成しました。あらかじめご承知おきのうえ、ご活用ください。



ネット21川越における相談の様子



連合ホームページ



ネット21久喜における相談の様子

安心して働くために  
 「おかしいな」「困ったな」と思ったら  
 連合の『なんでも労働相談ダイヤル』へ

**0120-154-052**  
 フリーダイヤル      いこうよ      れんどうに

秘密厳守  
 相談無料



# 新型コロナウイルスに関する労働相談事例

(2020年4月24日現在)

## 雇用関係(解雇・契約解除)

- Q1** 新型コロナウイルスの影響による経営難を理由に解雇すると言われた
- A1** 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効となります(労働契約法第16条)。労基法の手続きとしては、少なくとも30日前に労働者に対して予告をするか、予告をしないときは平均賃金の30日以上以上の支払いが必要です(労基法第20条)。

## 内定取り消し関係

- Q2** 新型コロナウイルスの影響による経営悪化を理由に採用内定が取り消された
- A2** 採用内定が通知された時点で「始期付き・解約権保留付きの労働契約」が成立したものと解されます。安易に取り消すことはできません。内定取り消しが認められるのは、「客観的に合理的と認められ社会通念上相当として是認できる」場合のみ限られ、これを満たさない内定取り消しは、解雇権の濫用にあたりまます。

## 休業補償関係

- Q3** 感染防止のため、仕事を休むことにした場合の賃金は?
- A3** 労働者自らの申し出により休暇を取得する場合は、年次有給休暇や就業規則などの規定に特別休暇などがあれば取得して賃金が支給される休暇制度を活用してください。会社の判断により出勤停止などが指示された場合は、使用者の都合による休業にあたり、使用者は休業手当の支払いが必要となります。
- Q4** 会社が休業や勤務時間短縮の場合の賃金は?
- A4** 使用者の都合による場合は、使用者は休業手当の支払いが必要です。
- Q5** 小学校などが臨時休業になったことに伴い、仕事を休まざるを得なくなった場合の賃金は?
- A5** 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の活用により、賃金の補償をしてください。

## 安全衛生関係

- Q6** 隣り合わせの机に40人が席をならべ、換気もしない状況で勤務(三密)している。我慢するしかないのか?
- A6** 使用者には労働者に対する安全配慮義務があります(労契法第5条)。これを怠った場合には使用者は損害賠償責任が問われるケースもありえます。会社にマスクの着用や室内換気など衛生管理体制の強化などの対策について労働組合または会社と話し合ってください。

## 公務職場関係

- Q7** 学校現場で任用されている非常勤講師として働いている。今回の臨時休業に伴い報酬は支払われないのか?
- A7** 総務省の通知を受け文部科学省より各都道府県教育委員会に適切な対応を求めることの通知が出されています。これにもとづいた対応を求めてください。

## 使用者・個人事業主(フリーランス)

- Q8** 収入が激減となる個人事業主に対する政府からの支援はないか?
- A8** 経済産業省・厚生労働省のホームページに各種支援策が掲載されています。内容を確認のうえ活用を検討してください。

## 女性のための連合全国一斉労働相談集中ホットライン

6月15日(月)～16日(火) 10時～19時

～ 職場で悩むあなたを応援(サポート)します～

～ 新型コロナ関連の相談も受付ます～

フリーダイヤル 0120-154-052

労働相談  
ホットライン

女性の  
ための

6/15～16 コロナに関しても受付

## 連合:2020春季生活闘争第5回回答集計結果

2020春季生活闘争第5回回答集計が発表されました。5月号に掲載した第3回以降、通常4月中旬に発表される第4回回答集計については、新型コロナウイルス感染拡大の影響から集計が見送りとなりました。5月11日時点の最新の回答集計となりますので、ご確認ください。

### 1. 賃金引上げ<第5回回答集計結果(5月11日公表)>

平均賃金方式(集計組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2020回答(2020年5月11日公表)			昨対比	2019回答(2019年5月10日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計	
		額	率			額	率
	3,123 組合 2,364,572 人	<b>5,683</b> 円	<b>1.93</b> %	▲ 534 円 ▲ 0.17 ポイント	3,715 組合 2,457,144 人	<b>6,217</b> 円	<b>2.10</b> %
300人未満 計	2,119 組合 222,410 人	<b>4,725</b> 円	<b>1.91</b> %	▲ 200 円 ▲ 0.08 ポイント	2,543 組合 255,991 人	<b>4,925</b> 円	<b>1.99</b> %
~99人	1,181 組合 52,675 人	<b>4,306</b> 円	<b>1.87</b> %	▲ 90 円 ▲ 0.03 ポイント	1,465 組合 61,834 人	<b>4,396</b> 円	<b>1.90</b> %
100~299人	938 組合 169,735 人	<b>4,856</b> 円	<b>1.92</b> %	▲ 244 円 ▲ 0.10 ポイント	1,078 組合 194,157 人	<b>5,100</b> 円	<b>2.02</b> %
300人以上 計	1,004 組合 2,142,162 人	<b>5,788</b> 円	<b>1.93</b> %	▲ 588 円 ▲ 0.18 ポイント	1,172 組合 2,201,153 人	<b>6,376</b> 円	<b>2.11</b> %
300~999人	624 組合 340,815 人	<b>5,369</b> 円	<b>1.97</b> %	▲ 144 円 ▲ 0.06 ポイント	755 組合 400,893 人	<b>5,513</b> 円	<b>2.03</b> %
1,000人~	380 組合 1,801,347 人	<b>5,871</b> 円	<b>1.93</b> %	▲ 707 円 ▲ 0.20 ポイント	417 組合 1,800,260 人	<b>6,578</b> 円	<b>2.13</b> %

※2020年と2019年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分かる組合の集計 (加重平均)	2020回答(2020年5月11日公表)			賃上げ分 昨対比	2019回答(2019年5月10日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分		集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分
		1,570 組合 1,341,583 人	<b>6,246</b> 円 <b>2.13</b> %		<b>1,361</b> 円 <b>0.45</b> %	▲ 209 円 ▲ 0.05 ポイント	2,000 組合 1,853,808 人
300人未満 計	928 組合 116,604 人	<b>5,435</b> 円 <b>2.16</b> %	<b>1,378</b> 円 <b>0.57</b> %	▲ 105 円 ▲ 0.05 ポイント	1,204 組合 150,145 人	<b>5,507</b> 円 <b>2.20</b> %	<b>1,483</b> 円 <b>0.62</b> %
~99人	411 組合 21,429 人	<b>5,289</b> 円 <b>2.17</b> %	<b>1,521</b> 円 <b>0.68</b> %	▲ 137 円 ▲ 0.05 ポイント	537 組合 27,270 人	<b>5,303</b> 円 <b>2.21</b> %	<b>1,658</b> 円 <b>0.73</b> %
100~299人	517 組合 95,175 人	<b>5,466</b> 円 <b>2.15</b> %	<b>1,346</b> 円 <b>0.55</b> %	▲ 99 円 ▲ 0.05 ポイント	667 組合 122,875 人	<b>5,552</b> 円 <b>2.20</b> %	<b>1,445</b> 円 <b>0.60</b> %
300人以上 計	642 組合 1,224,979 人	<b>6,331</b> 円 <b>2.13</b> %	<b>1,360</b> 円 <b>0.44</b> %	▲ 217 円 ▲ 0.05 ポイント	796 組合 1,703,663 人	<b>6,382</b> 円 <b>2.10</b> %	<b>1,577</b> 円 <b>0.49</b> %
300~999人	392 組合 214,678 人	<b>5,749</b> 円 <b>2.13</b> %	<b>1,306</b> 円 <b>0.50</b> %	▲ 31 円 ▲ 0.01 ポイント	497 組合 266,498 人	<b>5,699</b> 円 <b>2.11</b> %	<b>1,337</b> 円 <b>0.51</b> %
1,000人~	250 組合 1,010,301 人	<b>6,469</b> 円 <b>2.13</b> %	<b>1,371</b> 円 <b>0.43</b> %	▲ 251 円 ▲ 0.05 ポイント	299 組合 1,437,165 人	<b>6,512</b> 円 <b>2.10</b> %	<b>1,622</b> 円 <b>0.48</b> %

### 2. 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ<第5回回答集計結果(5月11日公表)>

時給	2020回答(2020年5月11日公表)			昨対比	2019回答(2019年5月10日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)
単純平均	265 組合	<b>27.10</b> 円	<b>1,039.01</b> 円	<b>1.01</b> 円	249 組合	<b>26.09</b> 円	<b>1,008.09</b> 円
加重平均	650,449 人	<b>28.49</b> 円	<b>1,029.07</b> 円	<b>2.01</b> 円	634,581 人	<b>26.48</b> 円	<b>993.37</b> 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)	昨対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率(参考値)
単純平均	73 組合	<b>4,829</b> 円	<b>2.30</b> %	<b>606</b> 円	92 組合	<b>4,223</b> 円	<b>2.02</b> %
加重平均	23,078 人	<b>5,692</b> 円	<b>2.68</b> %	<b>1,375</b> 円	29,040 人	<b>4,317</b> 円	<b>2.08</b> %

# 連合30周年企画 第17回「私の提言」

働くことを軸とする安心社会 —まもる・つなぐ・創り出す— の実現に向けて  
連合・労働組合が今取り組むべきこと

連合は結成30周年を迎え、中長期的な方針として連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」を策定しました。こうした社会を実現するために連合・労働組合に求められることは何か、具体的な提言を募集します。

提言については、組合員・組合役員・OBのみならず学生や一般の方からも幅広く募集いたします。皆様からのご応募ならびに周知をお願いいたします。



連合・教育文化協会共催 第17回

## 「私の提言」 募集

連合30周年企画

応募フォームからの投稿をお待ちしています!!

**募集テーマ**

働くことを軸とする安心社会  
-まもる・つなぐ・創り出す- の実現に向けて  
連合・労働組合が今取り組むべきこと  
(オリジナルで未発表のものに限る)

**応募締切**  
2020年7月27日(月) 必着

**表彰**

優秀賞	表彰盾と副賞	20万円
佳作賞	賞状と副賞	10万円
奨励賞	賞状と副賞	3万円

学生特別賞 賞状と副賞月1万円の奨学金×12ヶ月  
☆応募者には、もれなく記念品を進呈(除く、入賞者及び審査対象外となった者)。  
☆発表 2020年9月17日(木) 予定

**応募資格**  
どなたでも応募できます。

**応募方法**  
Webサイトの応募フォーム

**応募・お問い合わせ先**  
公益社団法人 教育文化協会  
E-mail info-ilec@sv.rengo-net.or.jp  
電話 03-5295-5421  
詳しくは [教育文化協会 私の提言](#) 検索

## 連合埼玉のホームページがリニューアルしました!

スマートフォンやタブレットの閲覧に対応

### 【スマートフォンでの閲覧】

アクセスしたスマートフォンに最適化された画面表示がされます。リニューアル後は、文字サイズや項目の選択が大きく表示され見やすく、選択しやすくなりました。



また、閲覧しやすいように縦スクロールに対応するとともに、「連合埼玉ニュース」や「地協活動ニュース」などの各ページへのアクセスは、画面右上のメニューボタンからアクセスできるようになりました。

### 【PCでの閲覧】

スマートフォンへの対応にともない、画面左側に並んでいたメニューが画面上段のプルダウンに変更となりました。

また、PCのウィンドウ幅に合わせ、自動的に最適化されたレイアウトで画面に表示されます。(ウィンドウ幅は狭いとスマートフォンのような表示になります)



## 現在予定される6月の日程表です

6月	行事等	
	連合埼玉・事務局	地協・産別・労福協・福祉事業団体・県・上部・外部団体
1日	月	
2日	火	【中止】埼玉シニア連合「第19回全組織代表者会議」(14:00～・あけぼのビル)
3日	水	【中止】組合役員教育プログラム実務講座⑩(14:00～・埼玉会館)
4日	木	
5日	金	【延期】連合関東ブロック「2020地域協議会活動推進会議」(13:00～・ワークピア横浜)
6日	土	
7日	日	
8日	月	
9日	火	第7回四役会議(10:00～・あけぼのビル)(執行委員会・持ち回り開催、産別交流・中止)
10日	水	
11日	木	
12日	金	【中止】「女性のためのSTEP UPセミナー(中級編)」(10:00～17:00・さいたま共済会館)
13日	土	【中止】「女性のためのSTEP UPセミナー(中級編)」(10:00～11:45・さいたま共済会館)
14日	日	
15日	月	①女性のための連合全国一斉労働相談ホットライン(10:00～19:00) 【延期】②第2回組合役員教育プログラム運営委員会(15:00～・連合埼玉会議室)
16日	火	女性のための連合全国一斉労働相談ホットライン(10:00～19:00)
17日	水	埼玉労福協「福祉フォーラム2020」(13:00～・ときわ会館) 【延期】①既卒3年以内採用面接会(13:00～16:00・大宮ソニックシティ地下展示場) 【持ち回り】②さいたま市地域協議会「第4回幹事会」
18日	木	【中止】オルガナイザー研修会(養成)(10:30～・あけぼのビル)
19日	金	
20日	土	
21日	日	
22日	月	
23日	火	【中止】平和行動in沖縄(～25日・那覇市)
24日	水	
25日	木	
26日	金	【中止】オルガナイザー研修会(実践)(あけぼのビル)
27日	土	
28日	日	
29日	月	
30日	火	埼玉労働局「第1回埼玉地方最低賃金審議会」(9:30～・埼玉労働局)

# ろうきんアプリ

**R** いつでも・どこでも・つなぐ・つながる

便利な機能が盛りだくさん

ろうきん普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの方であれば、  
すぐにご利用いただけます！

「App Store」、または「Google Play」から、「ろうきんアプリ」と  
検索していただき、「ろうきんアプリ」をダウンロードします。



iPhone: App Store

Android: Google Play

くわしくはこちら/



➡ **ろうきんアプリ** 検索

※「iPhone」「App Store」「iOS」  
は、米国およびその他の国々で  
登録されたApple Inc.の商標ま  
たは登録商標です。

※「iPhone」の商標は、アイホン株式会  
社のライセンスに基づき使用されています。

※「Android」「Google Play」は、  
Google LLCの商標または登録商  
標です。

商品・サービスの詳細

〈中央ろうきん〉 埼玉県本部まで TEL :048-836-5511

中央ろうきん

2020年4月1日現在





### ◆2020年度上半期の活動を振り返って

昨年(2019年)の11月20日に開催された第16回定期大会から、ちょうど半年が経過しました。私自身も事務局長に就任して、最初の半年でもあり、やや手探り状態の中、連合埼玉としての役割を意識しながら、各構成組織と連携して、連合運動をしっかり前進させる思いで、新しい年度をスタートしました。

そして今、この上半期を振り返ると、当初予定していた状況が、「まさか」という想定外の状況になっています。

今年度スタートした頃は、大会で確認した運動・活動ごとに各種委員会で、年間の活動計画、役割分担などを決める会議をおこない、それぞれの構成組織からの新たな役員との顔合わせ・心合わせをおこないながら、段取り・準備をおこない、新年度の活動を開始しました。

また、2020年の年明けには、「結成30周年の新春のつどい」で、多くの関係団体の皆さん、議員の皆さん、構成組織の皆さんにご参加頂き、干支が“子”の年から“変化の年”になるという中で、東京オリンピック・パラリンピックの期待が膨らむ年明けを迎えました。

そして、2020年2月から2020春闘へ突入し、各構成組織が一体となって、“働き方改革”の取り組みをはじめ、「底上げ」「底支え」「格差是正」を柱に、「分配構造の転換につながり得る賃上げ」の闘争方針とし、2月4日には、JR大宮駅東口で街宣をおこない、世論への2020春闘開始宣言をおこないました。

しかしながら、その後の連合埼玉の活動については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2月20日の発文で、春闘関連の集会・行動の中止を発表して以降、4月29日の県中央メーデーをはじめ地域メーデーの中止や、政策フォーラム、各種セミナーを中止し、会議などの持ち回り開催となりました。

このような状況の中で、政策制度の取り組みなど、メールなどでの持ち回りのできる取り組みに絞りながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応へシフトしていきました。その中で、突然の小中高校などの臨時休校への影響に対して、埼玉県の大野知事への子どもや保護者の不安解消のための要請をおこないました。

また、4月7日からの緊急事態宣言以降、休業要請などで急激に仕事が減少している中で、生活が厳しい状況にある仲間や、命と生活を守る必要のある医療・介護関係、社会インフラ関係、飲食料品供給関係で懸命に働いている仲間の構成組織の状況確認や要望を確認しながら、埼玉県と連携し、感染予防などへの協力要請のお願いなどをおこなってきました。

### ◆新型コロナウイルス感染症の推移

新型コロナウイルスの日本での最初の報道は、わずか4カ月前の1月16日に中国(武漢)からの帰国者の症例でした。その後、1月30日に政府により新型コロナウイルス対策本部が設置されました。(その時の報告は感染者数9名、死亡者0名)同日、WHO(世界保健機関)により、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC\*(フェイク))」が宣言されました。\*(Public Health Emergency of International Concern)

2月1日には、「新型コロナウイルス感染症」として感染症法上の指定感染症に指定されました。2月4日には、横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」号での船内感染、その後も、海外からの旅行者や帰国者から、国内全域でのクラスター感染へと拡大し、2月14日の対策本部の報告で国内初めての感染による死亡者の報告がありました。

その後、大都市を中心に全国的に感染が拡大する中で、3月10日には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部を改正することで、新型コロナウイルス感染症が対象となり、以降、同法に基づき、対応がおこなわれることになりました。そして、4月7日の埼玉県を含む7都府県に対して、同法第32条第1項に基づく緊急事態宣言がおこなわれ、埼玉県として、緊急事態措置に基づき、三密を避け、不要・不急の外出を控え、必要な休業要請をおこない、GWでは、「STAY HOME」の取り組みを推進してきました。5月14日には、埼玉県を含む8都道府県以外に緊急事態宣言の解除が発表され、後戻りすることのない「新たな生活様式」が求められています。

### ◆2020年度下半期の活動に向けて

新型コロナウイルスの発生で、これまでの労働運動が制約される日々が続いています。改めて、労働運動は、人と人の繋がりを大事に、相互の連帯、連携により、力を合わせて運動が進められていることを実感しています。しかしながら、三密を避け、人との距離を保つ生活の中でも、労働運動の目的や役割が無くなったわけではありません。半年前に新しい年度をスタートした時の私たちの働く環境や生活実態と比較すると、今回の新型コロナウイルスの影響で、事業環境が悪化し、雇用実態も低下し、生活実態も厳しい状況になっています。また、命や生活を守る仕事では、繁忙を極める実態もあります。だからこそ、さまざまな制約事項の中で、知恵を絞り、課題を克服することで、新たな組織や自身が成長する・できると信じています。全世界が新型コロナウイルスとの共存を模索する中で、「新しい生活様式(ニューノーマル)」の動きが活発になっています。連合埼玉も、「新しい生活様式」を前提にした運動や活動を考えていく必要があると感じています。ぜひ、構成組織の皆さんと共に、この大きな課題を一緒に考え、知恵を出し合い、「新たな運動様式(ニュームーブメント)」に取り組んでいきたいと思ひます。

2020. 5. 18

